

九重町生活環境だより

(6月は環境月間です)

商工観光・自然環境課 876-3150

玖珠清掃センターへの持ち込みについて

玖珠清掃センターに直接持ち込みを行う場合は、重量に応じて一般廃棄物処理手数料が発生します。町指定ごみ袋に入れて持ち込みをしても手数料は発生しますのでご注意ください。

◆持ち込み時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～12時00分、午後1時00分～4時00分
土曜日 午前8時30分～11時30分

※日曜日と12月31日、1月1日～3日は休みです。

※玖珠清掃センターに持ち込みのできない廃棄物がありますので、詳しくは、人権・環境カレンダー“12月号”をご覧ください。

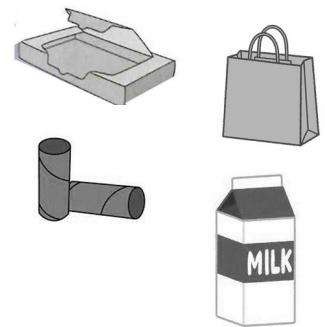
雑がみは捨てずにリサイクルしよう

雑がみとは、菓子箱・包装紙・封筒・トイレットペーパーの芯などの紙類のことです。雑がみを、きちんと分別してあげることで、これまでに燃やしてしまっていた「資源」が再び製品となり、またごみの減量にもつながります。大切な資源は『古紙類』の日に出すよう心がけましょう。

・ダンボール、本、雑誌、雑がみ(菓子箱、包装紙など)、牛乳やジュースの紙パックは、それぞれに分けて紐でしばってください。

紐でしばれない紙は、封筒や紙袋に入れてください。

・特殊な紙については、リサイクルできませんので『燃えるごみ』にだしてください。詳しい内容は、人権・環境カレンダー“ごみの分け方”をご覧ください。



既存のごみステーションを整備しませんか

家庭廃棄物を鳥獣、犬猫、風雨等による散乱を防止し町民の保全を図るため、集積を行うごみステーションの整備について以下のとおり設置代表者へ補助金を交付します。

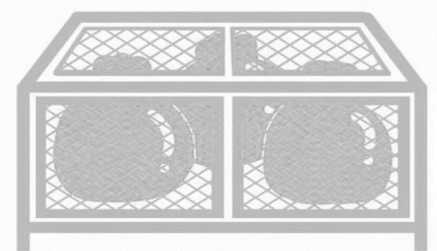
◆補助額 ①ごみ収集箱の既製品を購入した場合は、4分の1を補助します。千円未満は切捨てとし、上限額は20,000円までとします。

②ごみ収集箱を業者等に製作依頼した場合は、2分の1を補助します。千円未満は切り捨てとし、上限額は10,000円までとします。

③ごみ収集箱を自主製作する場合は、その原材料費の2分の1を補助します。千円未満は切り捨てとし、上限額は10,000円までとします。

④カラスネットを購入した場合は、2分の1を補助します。千円未満は切捨てとし、2,000円までとします。

※詳しい内容は、商工観光・自然環境課までご相談ください。



裏面もご覧ください 

合併処理浄化槽を設置して、きれいな川を未来へ残しましょう

九重町では生活排水処理の向上を推進し公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置に対する補助金交付制度を設けています。また、町内の約32%の家庭では、生活排水が未処理のまま水路や川へ流れだしているのが現状です。特に、トイレの排水処理だけは行われている単独処理浄化槽家庭の場合、その他のお風呂や台所からの排水が未処理のまま流され、河川の水質汚濁につながります。生活排水を適切に処理するには、合併処理浄化槽の設置が不可欠です。

補助金の交付については、合併処理浄化槽の設置に対しての補助や、単独処理浄化槽又は汲取り槽からの転換の際の便槽撤去費と宅内配管工事費の補助を行っています。合併処理浄化槽の設置を行うなら今が『チャンス』です。申請期限は12月28日まで(ただし予定基数に達したら終了)、工事完成期限は2月初旬までです。

区分		補助金額
新築設置	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
転換設置	5人槽	532,000円
	7人槽	614,000円
	10人槽	748,000円
単独処理浄化槽の撤去費		120,000円
汲取り槽の撤去費		90,000円
単独処理浄化槽又は汲取り槽から浄化槽への転換による宅内配管費		300,000円



※合併から合併への新築や転換、また、増改築を伴う場合等補助対象にならない場合がありますので、事前にご相談をお願いします。

家庭から出る生ごみを堆肥として利用しませんか

コンポスト(生ごみ処理容器)の利用で、可燃ごみ排出量を減らし、堆肥化することにより家庭菜園などにも利用できます。

生ごみ処理容器の購入に対しての補助金制度は次のとおりです。

- ◆補助額 生ごみ処理容器購入金額の2分の1を補助します。ただし、百円未満は切り捨てとし、上限額は5,000円までとします。
- ◆条件 補助制度の利用は、1家庭につき生ごみ処理容器2基分までで、5年間は再度の補助を受けられませんので、ご注意ください。

